

家屋の新築により、合併処理浄化槽の釜石市浄化槽設置整備事業補助対象確認表(令和2年度版)

◆合併処理浄化槽設置補助金を申請する前提条件として、以下の①～③をすべて満たす必要があります。

- ①設置場所が補助対象区域内であること
- ②新築家屋が専用住宅(延べ床面積の1/2以上が居住区域)であること
- ③申請予定者の市税の滞納がないこと

◆新築への合併処理浄化槽設置の場合における浄化槽補助金対象判定(生活排水処理未普及の解消につながるものが補助対象となります)

申請時 住所地	申請時住所地の 生活排水処理状況	浄化槽設置経緯	補助可否	理由	
釜石市外	条件なし	転入		他の市町村からの転入の為	
釜石市内	公共下水道へ接続している	転居		生活排水処理未普及の解消につながる事 及び浄化槽区域の拡大につながるため	
	農業・漁業集落排水施設へ接続している	転居		生活排水処理未普及の解消につながる事 及び浄化槽区域の拡大につながるため	
	くみ取り便所及び単独 処理浄化槽	転居・改築		生活排水処理未普及の解消につながるため	
	合併処理浄化槽へ接続 し汚水処理指定	集合住宅、賃貸戸建てからの転居			集合住宅等からの転居して新築する場合は、 生活排水処理未普及の解消となるため
		親世帯からの子世帯分離(分家)に 伴う転居(同一敷地内含む)			子供世帯の独立により家屋を新築する場合 には生活排水処理の普及が見込まれるため
	持ち家からの転居			汚水処理未処理解消に該当しないため対象 外となります	

◆市外からの転入により、補助金を申請する場合には、工事完了までに住民票を新住所へ異動してください。

◆既存の合併処理浄化槽の更新は、原則補助対象となりません。

◆被災等、特別な事情がある場合は、申請前に下水道課にご相談ください。